

重度心身障がい者、母子家庭等、乳幼児医療制度が 10月1日から変わります

☎ 市民課医療給付担当 ☎72-3125
Eメール shimin@city.ishikari.hokkaido.jp

	平成16年9月30日診療分まで		平成16年10月1日診療分から
重 度	所得制限	なし	所得制限を導入
	自己負担額	外来 入院 初診料を除く保険内診療分は無料	<ul style="list-style-type: none"> ・4歳未満児または低所得者※1の方→現行どおり ・課税世帯※2のみ1割自己負担導入 (月額上限額12,000円)※3 ・就学前の児童または低所得者※1の方→現行どおり ・課税世帯※2のみ1割自己負担導入 (月額上限額40,200円)※3
母 子	対象者	母子家庭	ひとり親家族(父子家庭にも範囲拡大)
	所得制限	なし	所得制限を導入
乳 幼 児	自己負担額	外来 入院 初診料を除く保険内診療分は無料	<ul style="list-style-type: none"> ・4歳未満児または低所得者※1の方→現行どおり ・課税世帯※2のみ1割自己負担導入 (月額上限額12,000円)※3 ・就学前の児童または低所得者※1の方→現行どおり ・課税世帯※2のみ1割自己負担導入 (月額上限額40,200円)※3
	対象年齢	6歳未満	就学前まで
乳 幼 児	自己負担額	外来 入院 初診料を除く保険内診療分は無料	<ul style="list-style-type: none"> ・4歳未満児または低所得者※1の方→現行どおり ・課税世帯※2のみ1割自己負担導入 (月額上限額12,000円)※3 ・現行どおり

- ※1 低所得者 非課税世帯(同一世帯内に市町村民税を課税されている人が一人もいない世帯)の受給者
 ※2 課税世帯 同一世帯内に市町村民税を課税されている人が一人でもいる世帯
 ※3 月額上限額に計上する医療費は健康保険内の診療額であり、保険外診療分、入院時の食事代等の保険外請求分は含みません。
- 現在、重度医療・母子医療・乳幼児医療を受給されている方は、今お持ちの受給者証が、10月1日から制度改正により使えなくなります。更新申請等についての詳細は、8月下旬までに文書でお知らせします。
 - 10月1日から新たに父子家庭の方もひとり親家庭医療の対象になります。10月から窓口で申請を受け付けますので、該当する方はお申し出ください。

老人保健で医療を受けている方へ

☎ 市民課医療給付担当 ☎72-3125
Eメール shimin@city.ishikari.hokkaido.jp

老人保健医療受給者で、現在一般の区分に該当している方(一部負担金割合が1割の方で「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方)は、その属する世帯員全員が住民税非課税(市民税・道民税が課税されていない世帯)の場合、申請手続をされますと低所得Ⅱか低所得Ⅰの区分に該当し、限度額が下表のように変わります。なお、低所得ⅡかⅠに該当した場合、申請された月の初日から適用となります。

1カ月の自己負担限度額		申請時に必要なもの		
所得区分	負担割合	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	入院時の食事代(1日当たり)
一定以上所得者	2割	40,200円	72,300円 ※注	780円
一般	1割	12,000円	40,200円	780円
低所得Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	650円 (90日までの入院)
				500円 (過去1年間に91日以上入院)
低所得Ⅰ	1割	8,000円	15,000円	300円

※注 負担割合が2割になっている方で、医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%が加算されます。また過去12カ月に4回以上の高額医療費の該当があった場合、4回目以降は40,200円となります。

